

令和4年松前町告示第41号

令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱を次のように公表する。

令和4年5月30日

松前町長 岡本 靖

令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会経済環境の変化に対応するため、愛媛県商工会連合会の新ビジネスモデル展開促進補助金の通常枠（以下「県連補助金」という。）を活用して、中長期の視点に立って事業の再構築又は新事業の展開を行う事業者に対し、町が予算の範囲内において、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該事業者の新たなビジネスの展開を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に本店を置いていること。
イ 個人	町内に本店を置いていること又は町内に住所を有していること。

(2) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、県連補助金の交付決定を受けた事業であって、他の補助金の交付を受けないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、県連補助金において補助対象経費とされている経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の12分の1以内の額とし、12万5,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年12月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県連補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 県連補助金の交付申請書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、前条に規定する交付申請書を提出するに当たり、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し新ビジネスモデル展開促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ

じめ新ビジネスモデル展開促進事業変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類（県連補助金について変更承認を受けた場合にあっては、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類、県連補助金について変更承認を受けない場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額に変更がない場合は、この限りでない。

- (1) 県連補助金の変更承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 県連補助金の変更承認申請書類の写し
- (3) 変更経費の内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは新ビジネスモデル展開促進事業変更承認通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新ビジネスモデル展開促進事業中止（廃止）届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、新ビジネスモデル展開促進補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県連補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県連補助金の実績報告書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条ただし書に該当する交付申請をした場合において、補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、これを当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を新ビジネスモデル展開促進補助金に係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第12条 町長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新ビジネスモデル展開促進補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、新ビジネスモデル展開促進補助金交付請求書（様式第9号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第16条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条に規定する中止（廃止）届出書の提出があったとき。
- (2) 県連補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (3) 補助事業について他の補助金（県連補助金を除く。）の交付決定を受けたとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他補助事業の実施について不正な行為があったとき。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して町長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

（書類の整理及び保管）

第19条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。  
（有効期限）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定については同年5月31日まで、第16条、第17条及び第19条の規定については同条に規定する期間が満了する日まで、第18条の規定については取得財産の処分が完了する日又は財産処分制限期間を満了する日のいずれか早い日まで、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

年 月 日

新ビジネスモデル展開促進補助金交付申請書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金の交付を受けたいので、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

また、申請に当たり、所管課において税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）を照会することに同意します。

1 補助事業の目的及び内容

愛媛県商工会連合会の新ビジネスモデル展開促進補助金の通常枠（以下「県連補助金」という。）の交付申請書の写しのとおり。

2 事業期間 : 着手予定 年 月 日  
: 完了予定 年 月 日

3 補助対象経費 : 金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金交付申請額 : 金 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

- (1) 県連補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 県連補助金の交付申請書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

松前町指令 第 号

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
年 月 日付けで交付申請のあつた令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金については、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

1 補助対象経費 : 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付決定額 : 金 \_\_\_\_\_ 円

新ビジネスモデル展開促進事業変更承認申請書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあつた松前町新ビジネスモデル展開促進事業を次のとおり変更したいので、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

1 変更の理由及び内容

2 変更承認申請事項

	補助対象事業費	補助金の額
変更前	円	円
変更後	円	円

【添付書類】

- (1) 県連補助金の変更承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 県連補助金の変更承認申請書類の写し
- (3) 変更経費の内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
  - ※1 第1号及び第2号に掲げる書類にあつては、県連補助金について変更承認を受けた場合に限る。
  - ※2 第3号に掲げる書類にあつては、県連補助金について変更承認を受けない場合に限る。

様式第4号（第9条関係）

松前町指令 第 号

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
年 月 日付けで変更承認申請のあつた令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金については、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第9条の規定により承認し、年 月 日付け松前町指令第 号の補助金交付決定を次のとおり変更したので通知する。  
年 月 日

松前町長

変更事項

	補助対象事業費	補助金の額
変更前	円	円
変更後	円	円

年 月 日

新ビジネスモデル展開促進事業中止（廃止）届出書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあった新ビジネスモデル展開促進事業を中止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

1 補助事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

備考：不要の文字は、抹消すること。

年 月 日

新ビジネスモデル展開促進補助金実績報告書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあった令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金に係る事業を完了しましたので、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の目的及び内容  
愛媛県商工会連合会の新ビジネスモデル展開促進補助金の通常枠（以下「県連補助金」という。）の実績報告書の写しのとおり。
- 2 補助金交付決定額：金 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

- (1) 県連補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県連補助金の実績報告書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

新ビジネスモデル展開促進補助金に係る消費税等相当額報告書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあつた松前町新ビジネスモデル展開促進事業について、令和4年度松前町新ビジネスモデル展開促進補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付要綱第12条の規定による補助金の額の確定額  
（ 年 月 日付け松前町指令 第 号による額の確定通知額）

金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

金 \_\_\_\_\_ 円

（注）内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第12条関係）

年 第 号  
月 日

新ビジネスモデル展開促進補助金額確定通知書

様

松前町長

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定をした新ビジネスモデル  
展開促進補助金の交付額について、次のとおり確定したので通知する。

交付確定額：金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

新ビジネスモデル展開促進補助金交付請求書

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定のあった新ビジネスモデル展開促進補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額：金 \_\_\_\_\_ 円

2 指定する金融機関の口座

※いずれかの□に☑を入れてください。

既存の松前町に登録済の口座

以下に記載の口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ( )	本店 支店 ( )
預金種別	(1) 普通（総合を含む。）	(2) 当座 (3) その他 ( )
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	